

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2021年12月17日

【発行者の名称】

株式会社アイダ設計
(Aida Sekkei Co., Ltd.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 會田 貞光

【本店の所在の場所】

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目 286 番地

【電話番号】

048-650-0222 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役管理本部長 下口 崇

【担当 J-Adviser の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 永堀 真

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

【電話番号】

03-3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社アイダ設計

<https://www.aidagroup.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。

す。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第41期(中間)	第42期(中間)	第40期	第41期
会計期間	自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日	自 2021年 4月1日 至 2021年 9月30日	自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日	自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日
売上高 (千円)	25,684,725	33,013,998	50,044,296	57,753,021
経常利益 (千円)	46,485	2,040,119	527,904	1,486,914
親会社株主に帰属する中間(当期) 純利益又は親会社株主に帰属する 中間純損失(△) (千円)	△2,277	1,406,036	731,213	834,607
中間包括利益又は包括利益 (千円)	19,522	1,410,847	729,365	883,588
純資産額 (千円)	11,208,050	14,108,389	11,282,885	12,072,116
総資産額 (千円)	57,379,674	55,119,333	59,203,294	58,676,725
1株当たり純資産額 (円)	296.96	373.80	298.94	319.85
1株当たり中間(当期)純利益又は 1株当たり中間純損失(△) (円)	△0.06	37.25	19.37	22.11
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	19.5	25.6	19.1	20.6
自己資本利益率 (%)	—	10.7	6.7	7.1
株価収益率 (%)	—	9.4	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,468,679	5,459,210	△333,230	9,300,937
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△207,934	△157,578	△1,049,850	121,090
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,590,895	△3,433,287	1,224,465	△3,615,168
現金及び現金同等物の中間期末(期 末)残高 (千円)	5,258,922	13,280,216	5,586,342	11,408,716
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	1,167 (52)	1,140 (41)	1,157 (57)	1,108 (48)

- (注) 1. 第40期は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、第40期の中間連結経営指標等については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
3. 第41期中間期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する中間純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 株価収益率については、第40期、第41期中間期及び第41期は当社株式が非上場であったため、記載しておりません。
5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員(1日8時間換算)を()内に外数で記載しております。

6. 第41期の連結財務諸表及び第42期中間期の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、第40期の連結財務諸表及び第41期中間期の中間連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、それぞれ四谷監査法人の監査及び中間監査を受けております。
7. 当社は、2021年1月20日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第40期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益又は1株当たり中間純損失(△)を算定しております。
8. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、当中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 発行会社の経営指標等

回次	第41期(中間)	第42期(中間)	第40期	第41期
会計期間	自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日	自 2021年 4月1日 至 2021年 9月30日	自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日	自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	—	—	250 (—)	5 (—)
配当性向 (%)	—	—	13.5	19.7

(注) 当社は、2021年1月20日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第40期の1株当たり配当額は、株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及びその関係会社）が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

2021年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
分譲事業	1,061（32）
注文事業	
その他	
全社（共通）	79（9）
合計	1,140（41）

- （注） 1. 当社グループでは同一の従業員が複数の事業に従事しております。
2. 従業員数は、当社グループから他社への出向者を除いた就業人員数であります。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間連結会計期間の平均人員（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。
4. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
5. 全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

（2）発行者の状況

2021年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
1,065（41）	42.10	7.7	5,359

セグメントの名称	従業員数（人）
分譲事業	993（32）
注文事業	
その他	
全社（共通）	72（9）
合計	1,065（41）

- （注） 1. 当社では同一の従業員が複数の事業に従事しております。
2. 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員数であります。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当中間会計期間の平均人員（1日8時間換算）を（ ）内に外数で記載しております。
4. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
6. 全社（共通）として記載されている従業員数は、主に管理部門などに所属しているものであります。

（3）労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大により、経済活動が制約され個人消費の落ち込みが継続しました。当中間連結会計期末にかけては、新型コロナワクチンが一定の接種率に達してきたことで、感染拡大は抑制されましたが、再度感染が拡大する懸念も残っており、予断を許さない状況です。

住宅業界においては、国土交通省発表による2021年9月の新設住宅着工戸数は、前年同月比4.3%増と、7か月連続の増加となりました。また、分譲一戸建住宅においても前年同月比14.6%増と、5か月連続の増加となりました。

しかし、新型コロナウイルス感染症と、その波及的影響としての住宅需要の高まりは、国内での一部住設機器の供給や原材料の調達に影響を与えて、先行き不透明な状況が続いております。特に、木材については、コロナ禍による働き方と住まいへの意識変革から、海外で高まった住宅需要がそのまま木材需要の高まりとなり、ウッドショックと呼ばれるほどに木材の流通に影響し、日本国内にまで影響しております。

このような事業環境の中にあっても、当社グループでは、土地の仕入れからアフターサービスまでを自社で一貫して行うという従来からの体制を維持することで、高品質な住宅をお求めやすい価格帯で提供できるよう、建設原価の削減や品質の向上に努めてまいりました。

営業体制におきましては、2021年7月に、鹿児島県鹿児島市に「鹿児島店」（分譲・注文事業）をオープンいたしました。同年9月30日現在、91店舗体制のもと、引き続き既存出店エリアの販売強化及び新規販売エリアの拡充を図ってまいります。

この結果、当中間連結会計期間の売上高は33,013百万円（前年同期比28.5%増）、営業利益は2,143百万円

（前年同期比803.4%増）、経常利益は2,040百万円（前年同期は経常利益46百万円）、親会社株主に帰属する中間純利益は1,406百万円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失2百万円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用により当中間連結会計期間の売上高が2,284百万円、売上原価が1,792百万円それぞれ増加、販売費及び一般管理費が16百万円減少したことで営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれ509百万円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高が814百万円増加しております。

セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

(分譲事業)

分譲事業では、長期化していた緊急事態宣言やまん延防止等重点措置に伴う、在宅時間の増加に向け柔軟に対応すべく、2021年5月に、当社の分譲事業のブランドネームを冠したYouTube公式チャンネル「いんどりアイタウン」を開設し、同年9月に、住宅情報を中心に発信するInstagramの公式アカウント「いんどりアイタウン【公式】」を開設いたしました。また、当社の住宅を気軽に疑似体験いただくために、VR（バーチャルリアリティ）技術を採用して、ご自宅に居ながら完成物件をディスプレイ上で見学いただけるサービスを提供しております。SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を通じた情報発信を強化することで自社物件の認知を高め、ご利用いただく機会を増やしてまいりました。

この結果、当中間連結会計期間における分譲事業の売上高は、18,585百万円（前年同期比27.1%増）、セグメント利益は2,478百万円（前年同期比221.4%増）となりました。

(注文事業)

注文事業では、近年頻発する自然災害への備えや、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う、新しい生活様式などの住宅ニーズの変化に対応すべく、2021年7月に「断熱と耐震の家 BRAVO（ブラーボ）」の発売を開始し、同年9月には、「SUITE HOUSE Plus（スイートハウスプラス）」、「オープンテラスのある平屋Plus」、「SAFETY HOUSE Plus（セーフティハウスプラス）」を同時にリニューアルいたしました。各企画商品で「断熱性」や「耐震性」を高

め、標準装備を見直すことで、より快適で環境に優しい住宅づくりを強化してまいりました。

この結果、当中間連結会計期間における注文事業の売上高は、12,936百万円（前年同期比34.5%増）、セグメント利益は770百万円（前年同期比63.3%増）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は2,286百万円増加し、セグメント利益が494百万円増加しております。

（その他）

その他事業においては、プレカット事業、不動産仲介事業などを行ってまいりました。

この結果、当中間連結会計期間におけるその他の売上高は1,492百万円（前年同期比3.3%増）、セグメント利益は89百万円（前年同期比37.9%減）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高は1百万円減少し、セグメント利益が1百万円減少しております。

（2）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は13,280百万円（前連結会計年度末比1,871百万円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フローの状況）

営業活動による資金の増加は、5,459百万円（前年同期は1,468百万円の増加）となりました。これは主に、棚卸資産の減少額3,502百万円によるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フローの状況）

投資活動による資金の減少は、157百万円（前年同期は207百万円の減少）となりました。これは主に、定期預金の払戻による収入が376百万円あった一方、定期預金の預入による支出が558百万円あったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フローの状況）

財務活動による資金の減少は、3,433百万円（前年同期は1,590百万円の減少）となりました。これは主に、長期借入れによる収入が5,146百万円あった一方、長期借入金の返済による支出が8,062百万円あったことによるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)		
	件数	生産高 (千円)	前年同期比 (%)
分譲事業	602	15,247,332	112.6
注文事業	695	10,142,283	113.0
合計	1,297	25,389,616	112.8

- (注) 1. その他については、生産活動を行うものでないため記載しておりません。
 2. 金額は、販売価格により表示しております。
 3. 件数欄においては棟数を表示しております。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)					
	件数	受注高 (千円)	前年同期比 (%)	件数	受注残高 (千円)	前年同期比 (%)
分譲事業	747	18,519,284	110.2	234	6,093,681	106.0
注文事業	1,052	20,185,620	158.3	2,009	33,009,005	147.3
合計	1,799	38,704,905	130.9	2,243	39,102,687	138.9

- (注) 1. その他については、事業の性質上記載しておりません。
 2. 金額は、販売価格により表示しております。
 3. 件数欄においては棟数を表示しております。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)		
	件数	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
分譲事業	750	18,585,381	127.1
注文事業	666	12,936,347	134.5
その他	—	1,492,270	103.3
合計	1,416	33,013,998	128.5

- (注) 1. 件数欄においては棟数を表示しております。
 2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、本発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生、又は2021年6月30日に公表した発行者情報に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありませんが、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

<担当 J-Adviser との契約について>

当社グループは、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market に上場しています。当社では、フィリップ証券株式会社を担当 J-Adviser に指定しており、2020年8月31日にフィリップ証券株式会社との間で、担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行者情報の公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び、b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a)法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b)私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合。

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合、その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a)甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b)甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a)当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b)前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合、当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資

者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(③bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社化する株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入。
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が

拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑩全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑪反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑫その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項＞

- ①いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ②前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当中間連結会計期間末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は39,668百万円で、前連結会計年度末に比べ3,059百万円減少しております。現金及び預金の増加1,961百万円、販売用不動産の減少2,572百万円、未成工事支出金の減少2,994百万円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は15,450百万円で、前連結会計年度末に比べ497百万円減少しております。建物及び構築物の減少212百万円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は24,425百万円で、前連結会計年度末に比べ4,678百万円減少しております。1年内返済予定の長期借入金の減少1,874百万円、前受金の減少6,766百万円、契約負債の増加3,791百万円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は16,585百万円で、前連結会計年度末に比べ915百万円減少しております。長期借入金の減少1,239百万円が主な変動要因であります。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は14,108百万円で、前連結会計年度末に比べ2,036百万円増加しております。利益剰余金の増加2,031百万円が主な変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等についての重要な変更は、次のとおりであります。

① 新設

注文事業において、販売施設として建設する予定でありました埼玉ハウジングパーク展示場については、建設を予定していた展示場の会場オープンの計画が中止となったことから大宮北展示場に計画が変更となりました。

また、注文事業において、販売施設として建設する予定でありました大阪展示場については、建設を予定していた展示場の会場オープンの計画が中止となったことから計画を中止しました。

② 除却

該当事項はありません。

(2) 当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の計画は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
発行者	大宮北展示場 (埼玉県さいたま市北区)	注文事業	販売施設	56,000	—	銀行 借入	2021年 12月	2022年 4月	(注1)
	小牧展示場 (愛知県小牧市)	注文事業	販売施設	58,500	—	銀行 借入	2022年 2月	2022年 6月	(注1)
	本社 (埼玉県さいたま市大宮区)	全社	基幹システム更新	187,100	44,000	銀行 借入	2021年 9月	2022年 9月	(注1)

(注) 1. 当該計画に伴う増加能力については計数的把握が困難なため、記載を省略しております。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	中間連結会計期間末現在発行数(株) (2021年9月30日)	公表日現在発行数(株) (2021年12月17日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	76,800,000	39,057,300	37,742,700	37,742,700	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	76,800,000	39,057,300	37,742,700	37,742,700	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2021年4月1日～ 2021年9月30日	—	37,742,700	—	216,320	—	352,360

(6) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合 (%)
會田 貞光	埼玉県さいたま市北区	21,422,800	56.76
(株)光大史	埼玉県さいたま市大宮区宮町3丁目50番1	11,390,300	30.17
會田 大輔	埼玉県さいたま市大宮区	1,212,400	3.21
アイダ設計社員持株会	埼玉県さいたま市大宮区桜木町2丁目286番地	1,074,400	2.84
會田 亜矢子	埼玉県さいたま市北区	735,300	1.94
尾島 努	千葉県松戸市	377,900	1.00
會田 唯乃	埼玉県さいたま市北区	245,000	0.64
會田 悠翔	埼玉県さいたま市北区	245,000	0.64
會田 翼麻	埼玉県さいたま市北区	245,000	0.64
吉澄 満子	埼玉県久喜市	114,600	0.30
計	—	37,062,700	98.19

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 37,742,700	377,427	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	37,742,700	—	—
総株主の議決権	—	377,427	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2021年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	—	—	350	—	—	—
最低(円)	—	—	350	—	—	—

(注) 1. 当社株式は、2021年6月28日付で、東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はございません。

2. 最高、最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

3. 2021年7月から9月については、売買実績がありません。

3【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報公表日後、本発行者情報公表日までにおいて、役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

1 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の中間連結財務諸表について、四谷監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)		当中間連結会計期間 (2021年9月30日)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		17,490,292		19,452,057
営業未収入金		603,880		—
受取手形、営業未収入金及び契約資産		—		1,772,461
販売用不動産	※2	8,509,026	※2	5,936,765
仕掛販売用不動産	※2	12,337,126	※2	11,270,453
未成工事支出金		3,087,197		92,656
原材料及び貯蔵品		132,670		304,881
その他		632,463		846,963
貸倒引当金		△64,636		△7,809
流動資産合計		42,728,021		39,668,431
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物(純額)	※2	3,714,380	※2	3,502,010
土地	※2	9,135,188	※2	9,086,624
その他(純額)		671,358		707,235
有形固定資産合計	※1	13,520,927	※1	13,295,870
無形固定資産				
その他		43,579		81,032
無形固定資産合計		43,579		81,032
投資その他の資産				
その他	※2	2,447,007	※2	2,180,259
貸倒引当金		△62,811		△106,261
投資その他の資産合計		2,384,196		2,073,998
固定資産合計		15,948,703		15,450,901
資産合計		58,676,725		55,119,333

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年 3 月 31 日)	当中間連結会計期間 (2021年 9 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,033,443	5,914,493
電子記録債務	209,511	215,014
短期借入金	※2、3 5,859,153	※2、3 5,461,113
1 年内償還予定の社債	584,150	602,150
1 年内返済予定の長期借入金	※2 7,245,147	※2 5,370,966
未払法人税等	765,280	692,548
前受金	6,766,454	—
契約負債	—	3,791,409
賞与引当金	208,192	216,354
訴訟損失引当金	8,285	5,131
その他	2,424,089	2,156,020
流動負債合計	29,103,707	24,425,201
固定負債		
社債	2,239,225	2,504,150
長期借入金	※2 14,420,265	※2 13,181,001
完成工事補償引当金	350,457	358,640
解体費用等引当金	236,665	232,691
資産除去債務	56,539	56,638
その他	197,747	252,620
固定負債合計	17,500,900	16,585,742
負債合計	46,604,608	41,010,943
純資産の部		
株主資本		
資本金	216,320	216,320
資本剰余金	352,360	352,360
利益剰余金	11,468,745	13,500,206
株主資本合計	12,037,426	14,068,887
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	26,482	26,244
為替換算調整勘定	8,207	13,257
その他の包括利益累計額合計	34,690	39,501
純資産合計	12,072,116	14,108,389
負債純資産合計	58,676,725	55,119,333

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)	
売上高		25,684,725		33,013,998
売上原価	※1	20,595,540	※1	25,549,786
売上総利益		5,089,184		7,464,212
販売費及び一般管理費				
広告宣伝費		928,707		910,579
販売手数料		216,532		605,721
給料及び賞与		1,895,888		1,938,492
賞与引当金繰入額		58,327		105,589
貸倒引当金繰入額		1,568		—
その他		1,750,872		1,760,093
販売費及び一般管理費合計		4,851,896		5,320,476
営業利益		237,288		2,143,735
営業外収益				
受取利息		1,212		2,931
受取配当金		16,691		3,793
紹介料収入		104,365		112,998
その他		38,133		55,207
営業外収益合計		160,402		174,931
営業外費用				
支払利息		309,547		245,856
融資手数料		38,270		11,152
その他		3,387		21,537
営業外費用合計		351,205		278,547
経常利益		46,485		2,040,119
特別利益				
固定資産売却益	※2	31,774	※2	22,732
特別利益合計		31,774		22,732
特別損失				
固定資産除却損	※3	39	※3	628
訴訟損失引当金繰入額		19,805		—
訴訟和解金		—		300
その他		1,290		—
特別損失合計		21,135		928
税金等調整前中間純利益		57,125		2,061,923
法人税等	※4	59,402	※4	655,887
中間純利益又は中間純損失(△)		△2,277		1,406,036
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△)		△2,277		1,406,036

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
中間純利益又は中間純損失(△)	△2,277	1,406,036
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	17,005	△238
為替換算調整勘定	4,793	5,049
その他の包括利益合計	21,799	4,811
中間包括利益	19,522	1,410,847
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	19,522	1,410,847

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	216,320	352,360	10,728,495	11,297,175
当中間期変動額				
剰余金の配当	—	—	△94,356	△94,356
親会社株主に帰属する 中間純損失(△)	—	—	△2,277	△2,277
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	△96,634	△96,634
当中間期末残高	216,320	352,360	10,631,861	11,200,541

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	△2,004	△12,285	△14,290	11,282,885
当中間期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△94,356
親会社株主に帰属する 中間純損失(△)	—	—	—	△2,277
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	17,005	4,793	21,799	21,799
当中間期変動額合計	17,005	4,793	21,799	△74,834
当中間期末残高	15,001	△7,492	7,509	11,208,050

当中間連結会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	216,320	352,360	11,468,745	12,037,426
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	814,138	814,138
会計方針の変更を反映した 当期首残高	216,320	352,360	12,282,884	12,851,564
当中間期変動額				
剰余金の配当	—	—	△188,713	△188,713
親会社株主に帰属する 中間純利益	—	—	1,406,036	1,406,036
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	—	—	—	—
当中間期変動額合計	—	—	1,217,322	1,217,322
当中間期末残高	216,320	352,360	13,500,206	14,068,887

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	26,482	8,207	34,690	12,072,116
会計方針の変更による 累積的影響額	—	—	—	814,138
会計方針の変更を反映した 当期首残高	26,482	8,207	34,690	12,886,255
当中間期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△188,713
親会社株主に帰属する 中間純利益	—	—	—	1,406,036
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	△238	5,049	4,811	4,811
当中間期変動額合計	△238	5,049	4,811	1,222,134
当中間期末残高	26,244	13,257	39,501	14,108,389

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	57,125	2,061,923
減価償却費	328,326	278,930
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△287	△13,149
賞与引当金の増減額(△は減少)	4,479	8,161
完成工事補償引当金の増減額(△は減少)	6,442	2,528
訴訟損失引当金の増減額(△は減少)	19,805	△3,154
解体費用等引当金の増減額(△は減少)	—	△3,974
受取利息及び受取配当金	△17,903	△6,725
支払利息	309,547	245,856
固定資産売却損益(△は益)	△31,774	△22,732
固定資産除却損	39	628
売上債権の増減額(△は増加)	△84,341	△257,152
棚卸資産の増減額(△は増加)	1,366,373	3,502,657
仕入債務の増減額(△は減少)	△511,284	886,431
前受金の増減額(△は減少)	269,160	—
契約負債の増減額(△は減少)	—	635,146
その他	86,323	△915,240
小計	1,802,033	6,400,138
利息及び配当金の受取額	17,463	4,677
利息の支払額	△299,898	△230,447
法人税等の支払額	△50,918	△715,158
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,468,679	5,459,210
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△435,810	△558,020
定期預金の払戻による収入	260,732	376,577
有形固定資産の取得による支出	△83,986	△118,004
有形固定資産の売却による収入	55,744	193,648
その他	△4,616	△51,780
投資活動によるキャッシュ・フロー	△207,934	△157,578

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	△372,746	△594,589
長期借入れによる収入	6,445,650	5,146,061
長期借入金の返済による支出	△7,514,491	△8,062,956
社債の発行による収入	97,914	551,537
社債の償還による支出	△151,375	△279,700
リース債務の返済による支出	△1,490	△4,926
配当金の支払額	△94,356	△188,713
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,590,895	△3,433,287
現金及び現金同等物に係る換算差額	2,731	3,155
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△327,419	1,871,499
現金及び現金同等物の期首残高	5,586,342	11,408,716
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 5,258,922	※ 13,280,216

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

愛誼達建築設計（上海）有限公司

AIDA HOME DESIGN PHILIPPINES, INC.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は、いずれも6月30日であります。

中間連結財務諸表の作成にあたっては、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

a 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

b その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

② 棚卸資産

a 販売用不動産、仕掛販売用不動産、未成工事支出金

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

b 原材料

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

c 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7～50年

機械装置及び運搬具 6～12年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

営業未収入金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当中間連結会計期間負担額を計上しております。

③ 訴訟損失引当金

係争中の訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失見積額を計上しております。

④ 完成工事補償引当金

補償工事による費用に備えるため、実績率により補償見積額を計上しております。

⑤ 解体費用等引当金

賃貸用建物の解体に関連して発生する支出に備えるため、解体費用等の発生見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主要な事業として分譲事業、注文事業を行っており、これらの事業から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

・分譲事業

分譲事業においては、戸建分譲及び土地分譲を行っており、顧客との不動産販売契約に基づき物件の引渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されると判断し、当該引渡し時点において収益を認識しております。

・注文事業

注文事業においては、主に戸建住宅の建築請負工事を行っており、顧客との請負工事契約に基づき、建築工事を行う義務を負っております。当該履行義務は工事の進捗に応じて充足されると判断し、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりであります。

(1) 注文住宅等の請負工事契約

従来は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、工期がごく短い工事については工事完成基準を適用していましたが、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(2) 不動産仲介手数料

従来は、媒介した不動産売買契約が成立した時点で認識していた不動産仲介手数料について、媒介契約により成立した不動産売買契約に関する物件が引き渡された時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当中間連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当中間連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間連結会計期間の売上高が2,284,801千円、売上原価が1,792,193千円それぞれ増加、販売費及び一般管理費が16,486千円減少したことで営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益がそれぞれ509,093千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高が814,138千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「営業未収入金」、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当中間連結会計期間よりそれぞれ「受取手形、営業未収入金及び契約資産」、「契約負債」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、収益認識会計基準89-3項に定める経過的な取扱いに従って、(収益認識関係)注記のうち、当中間連結会計期間に係る比較情報については記載しておりません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。ただし、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令（令和2年3月6日内閣府令第9号）附則第6条第2項により、経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

（表示方法の変更）

（中間連結損益計算書）

前中間連結会計期間において、「販売費及び一般管理費」の「その他」に含めていた「販売手数料」は、販売費及び一般管理費の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「販売費及び一般管理費」の「その他」に表示していた1,967,404千円は、「販売手数料」216,532千円、「その他」1,750,872千円として組み替えております。

（追加情報）

世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、世界経済の悪化が懸念されております。新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であり、当社グループの業績への影響を予測することは困難であります。2021年9月末現在において、会計上の見積りに影響を与えるほどの事象が発生しておりません。

従って、当中間連結会計期間末における会計上の見積りは、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しておりません。

（中間連結貸借対照表関係）

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	3,852,492千円	3,974,365千円

※2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

担保に供している資産

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
販売用不動産	3,416,932千円	2,108,161千円
仕掛販売用不動産	9,682,356千円	8,227,473千円
建物及び構築物	2,688,150千円	2,552,728千円
土地	7,357,400千円	7,276,411千円
投資有価証券	90,989千円	90,306千円
計	23,235,829千円	20,255,081千円

担保付債務

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
短期借入金	5,859,153 千円	5,461,113千円
長期借入金	14,420,265 千円	13,181,001千円
1年内返済予定の長期借入金	7,245,147 千円	5,370,966千円
計	27,524,566 千円	24,013,081千円

上記のほか、住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅販売瑕疵担保保証金として投資有価証券532,434千円を供託しております。

上記のほか、住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅販売瑕疵担保保証金として投資有価証券532,564千円を供託しております。

※3. 当社は資金調達の効率的な調整を行うため取引銀行7行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

中間連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
当座貸越極度額 及び貸出コミットメントの総額	3,050,000 千円	4,150,000千円
借入実行残高	1,748,931 千円	2,064,171千円
差引額	1,301,068 千円	2,085,828千円

4. 偶発債務

住宅購入者のつなぎ融資に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
住宅購入者	400,330千円	999,200千円

(中間連結損益計算書関係)

※1. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
売上原価	72,133千円	1,921千円

※2. 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
建物及び構築物	—	35,232千円
機械装置及び運搬具	—	808千円
土地	30,729千円	△13,308千円
その他	1,044千円	—
計	31,774千円	22,732千円

同一物件の売却により発生した売却益と売却損は相殺し、固定資産売却益として表示しております。

※3. 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
建物及び構築物	39千円	510千円
機械装置及び運搬具	—	0千円
その他	0千円	117千円
計	39千円	628千円

※4. 中間連結会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数
普通株式(株)	377,427	—	—	377,427

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	94,356	250	2020年3月31日	2020年6月29日

(注) 当社は、2021年1月20日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、「1株当たり配当額」は当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数
普通株式(株)	37,742,700	—	—	37,742,700

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月29日 定時株主総会	普通株式	188,713	5	2021年3月31日	2021年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金及び預金	11,221,619千円	19,452,057千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△5,962,696千円	△6,171,840千円
現金及び現金同等物	5,258,922千円	13,280,216千円

(リース取引関係)

前中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券(*2)			
①満期保有目的の債券	532,434	544,086	11,652
②その他有価証券	127,950	127,950	—
資産計	660,384	672,036	11,652
(1) 社債(*3)	2,823,375	2,758,610	△64,764
(2) 長期借入金(*4)	21,665,412	21,644,375	△21,037
負債計	24,488,787	24,402,986	△85,801

(*1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

現金及び預金、営業未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

負債

買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払法人税等、前受金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(*2) 以下の金融商品は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(千円)
非上場株式	58,000

(*3) 1年内償還予定の社債を含んでおります。

(*4) 1年内返済予定額を含んでおります。

当中間連結会計期間（2021年9月30日）

	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 (*2)			
① 満期保有目的の債券	532,564	541,368	8,803
② その他有価証券	128,278	128,278	—
資産計	660,843	669,647	8,803
(1) 社債 (*3)	3,106,300	2,993,235	△113,064
(2) 長期借入金 (*4)	18,551,967	18,507,031	△44,935
負債計	21,658,267	21,500,266	△158,000

(*1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

現金及び預金、受取手形、営業未収入金及び契約資産

これらは短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

負債

買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の中間連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当中間連結会計年度（千円）
非上場株式	58,000

(*3) 1年内償還予定の社債を含んでおります。

(*4) 1年内返済予定額を含んでおります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

当中間連結会計期間（2021年9月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	128,278	—	—	128,278
資産計	128,278	—	—	128,278

(2)時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当中間連結会計期間 (2021 年 9 月 30 日)

区分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	541,368	—	—	541,368
資産計	541,368	—	—	541,368
社債	—	2,993,235	—	2,993,235
長期借入金	—	18,507,031	—	18,507,031
負債計	—	21,500,266	—	21,500,266

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び国債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル 1 の時価に分類しております。

社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル 2 の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (2021 年 3 月 31 日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	532,434	544,086	11,652
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—
合計	532,434	544,086	11,652

当中間連結会計期間 (2021 年 9 月 30 日)

区分	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	532,564	541,368	8,803
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	—	—	—
合計	532,564	541,368	8,803

2. その他有価証券

前連結会計年度 (2021 年 3 月 31 日)

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	127,950	90,443	37,507
小計	127,950	90,443	37,507
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	127,950	90,443	37,507

当中間連結会計期間 (2021 年 9 月 30 日)

区分	中間連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 株式	128,278	91,043	37,235
小計	128,278	91,043	37,235
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 株式	—	—	—
小計	—	—	—
合計	128,278	91,043	37,235

(資産除去債務関係)

前連結会計年度 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)

当社は、首都圏及びその他の地域において、賃貸用のマンション、ビル、駐車場等を有しております。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は83,643千円(主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上)、固定資産売却益は30,729千円(特別利益に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位:千円)

		前連結会計年度 (自 2020 年 4 月 1 日 至 2021 年 3 月 31 日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	3,060,192
	期中増減額	△1,515,043
	期末残高	1,545,149
期末時価		1,539,065

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少は、賃貸用の不動産の売却 23,970 千円、減損損失 206,501 千円、自社使用への用途変更 1,223,960 千円及び減価償却費 60,612 千円であります。

3. 期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額であります。

当中間連結会計期間 (自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から認識した収益の分解

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、「注記事項（セグメント情報等）」をご参照ください。

2. 履行義務

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下のとおりであります。

当中間連結会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

(単位: 千円)

	2021 年 4 月 1 日	2021 年 9 月 30 日
顧客との契約から生じた債権	603, 880	173, 274
契約資産	947, 909	1, 599, 187
契約負債	2, 896, 981	3, 791, 409

当中間連結会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は 2, 486, 405 千円であります。

4. 残存履行義務に配分した取引価格

個別の契約が 1 年を超える重要な取引が存在しないため、実務上の便法の規定を適用し、残存する履行義務に関する開示を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは主に分譲事業及び注文事業を行っており、取り扱う製品について国内の包括的な戦略を立案し、製品別に事業活動を展開しております。従いまして当社グループは、「分譲事業」、「注文事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「分譲事業」は、戸建分譲及び土地分譲を行っております。「注文事業」は、戸建住宅の建築請負工事を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

「会計方針の変更」に記載のとおり、当中間連結会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に變更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当中間連結会計期間の「注文事業」の売上高が2,286,649千円増加、セグメント利益が494,455千円増加し、「その他」の売上高が1,848千円減少、セグメント利益が1,848千円減少しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報並びに収益の分解情報

前中間連結会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	中間連結財務 諸表計上額 (注)3
	分譲事業	注文事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	14,624,011	9,616,115	24,240,127	1,444,597	25,684,725	—	25,684,725
セグメント間の内部売上 高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	14,624,011	9,616,115	24,240,127	1,444,597	25,684,725	—	25,684,725
セグメント利益	771,136	471,434	1,242,570	144,766	1,387,336	△1,150,048	237,288

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅販売時に付随して発生するサービスの提供等を含んでおります。

2. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

4. セグメント資産、負債その他の項目については、経営の意思決定上、各セグメントに配分していないため記載していません。

当中間連結会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	中間連結財務 諸表計上額 (注) 3
	分譲事業	注文事業	計				
売上高							
一時点で移転される財	18,585,381	—	18,585,381	1,398,107	19,983,488	—	19,983,488
一定の期間にわたり移 転される財	—	12,936,347	12,936,347	—	12,936,347	—	12,936,347
顧客との契約から生じ る収益	18,585,381	12,936,347	31,521,728	1,398,107	32,919,835	—	32,919,835
その他の収益	—	—	—	94,162	94,162	—	94,162
外部顧客への売上高	18,585,381	12,936,347	31,521,728	1,492,270	33,013,998	—	33,013,998
セグメント間の内部売 上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—
計	18,585,381	12,936,347	31,521,728	1,492,270	33,013,998	—	33,013,998
セグメント利益	2,478,271	770,042	3,248,313	89,892	3,338,205	△1,194,470	2,143,735

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、住宅販売時に付随して発生するサービスの提供等を含んでおります。
2. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用であり、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
4. セグメント資産、負債その他の項目については、経営の意思決定上、各セグメントに配分していないため記載しておりません。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当中間連結会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2021 年 4 月 1 日 至 2021 年 9 月 30 日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
1株当たり純資産額	319円85銭	373円80銭

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)	△0円06銭	37円25銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 当社は、2021年1月20日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)を算定しております。
3. 「会計方針の変更」に記載のとおり、「収益認識に関する会計基準」等を適用しております。この結果、当中間連結会計期間の1株当たり純資産額は21円57銭増加し、1株当たり中間純利益は9円32銭増加しております。
4. 1株当たり中間純利益又は1株当たり中間純損失(△)の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
親会社株主に帰属する中間純利益又は 親会社株主に帰属する中間純損失(△) (千円)	△2,277	1,406,036
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益又は 普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失(△) (千円)	△2,277	1,406,036
普通株式の期中平均株式数(株)	37,742,700	37,742,700

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月16日

株式会社アイダ設計

取締役会 御中

四谷監査法人

東京都千代田区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田口 邦宏 (印)

指定社員
業務執行社員 公認会計士 野田 高廣 (印)

中間監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイダ設計の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイダ設計及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に關して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。